平成28年度

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金 募 集 要 領

京都府内の中小企業等のみなさんが、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、京都府から認定を受けた認定自立型再生可能エネルギー設備等導入計画の設備導入に補助金を交付します。

申請受付期間 平成28年4月20日(水)~平成29年1月31日(火)

(受付時間:上記期間中の平日の午前9時~正午、午後1時~午後5時)

※交付申請書の提出前に、自立型再生可能エネルギー導入等計画について、京都府(エネルギー政策課)の認定を受ける必要があります。 認定のない補助金申請はできませんので、ご注意ください。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

問合せ先、補助金交付申請書の提出先

事 項	問合せ先	補助金交付申請書の提出先
○認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金に関すること	(一社)京都産業エコ・エネルギー推進機構TEL (075) 323-3840 FAX (075) 323-3841〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 <提出書類> ① 補助金交付申請書 ② 自立型再生可能エネルギー導入等計画書 ③ 自立型再生可能エネルギー導入等計画書 ・ 当立型再生可能エネルギー導入等計画認定書の写
○認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に関すること (補助金交付申請書の添付資料)	京都府環境部エネルギー政策課 TEL (075) 414-4298 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西 入薮ノ内町	し (※) ④ その他添付資料 ※③は、申請前に、エネルギ 一政策課の認定を受けていること。

平成28年度認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく 再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金募集要領(目次)

- 1 認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金の趣旨
- 2 補助対象事業者
- 3 補助対象事業
- 4 補助対象となる事業期間
- 5 補助要件
- 6 補助率及び補助金額
- 7 補助対象経費
- 8 補助金交付申請手続き等
- 9 審査及び結果の通知
- 10 事業の完了及び補助金の支払い
- 11 その他

1 認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金の趣旨

本事業は、京都府の補助を受けて、一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構(以下「機構」という。)が実施するもので、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた京都府内の中小企業者等が、認定された設備(再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備(蓄電池、エネルギーマネジメントシステム(EMS)等))の導入に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、**京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく** 再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた次の事業者です。

(1) 中小企業者等(京都府内の工場、事業場、店舗等(以下、「事業所」という。) に自己消費 を目的として、再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備を導入しようとする以下の事業者)

京都府府税条例(平成11年法律第18号)第42条第1項第1号イに規定する法人等及び同条第3号に規定するその事業を行う個人

中小企業者(資本金の額が1億円以下)・個人事業者、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動促進法(平成710年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 など

(2) 非営利団体等(京都府内の地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備を除く)を導入し、得られたエネルギーを地域で利用しようとする以下の非営利団体等)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動 法人、一般社団法人、一般財団法人及びこれら法人に準じるものとして京都府知事が定める 団体(非営利型の株式会社等)

また、次の事項に該当する者は、補助対象事業者となりません。

- ア 京都府税を滞納している者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定め る風俗営業を営む者
- ウ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者

- エ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- カ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がウからキまで のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- ケ 対象事業者が、ウからキまで(クの場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材 料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が対象事業者に対して当該契約の解 除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- コ 府から京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第19条による認定を受けた計画に関する補助金(間接補助金を含む。)を受けたことがある者
- キ 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第22条に基づく事業税の減免 を受けたことがある者

3 補助対象事業

本事業の補助対象は、**京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた設備等を新設または増設する事業**です。

そのため、本補助金を申請する前に、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 に基づく再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける必要があります。詳細については、京都 府(エネルギー政策課)までお問い合わせください。

<事例1>

中小企業者等の場合(府内事業所に、自己消費を目的として、再生可能エネルギー設備及び 効率的利用設備を導入)

- ①太陽光発電設備
- ※固定価格買取制度 (FIT制度) による全量買取は対象外
- ②蓄電池
- ③エネルギー・マネジメント・システム (EMS)

<事例2>

非営利団体等の場合(府内の地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備を除く)を導入し、得られたエネルギーを地域で利用)

① 小水力発電設備

ただし、次のような設備は対象となりません。

- ア 京都府から助成(補助金等)を受けた設備(間接補助金等も含む。)
- イ 住宅の用に供する設備
- ウ 取得時に既に事業又は住宅の用に供されていた設備(中古品等)
- エ 研究開発や実証実験の目的で導入する設備

オ 再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスエネルギーを電気に変換する設備等)のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、当該設備で発電した全量買取を目的に導入する設備

4 補助対象となる事業期間

本事業の補助対象は、<u>平成28年4月1日(金)以降に着手し、平成29年2月28日(火)</u>までに完了する事業です。

なお、平成28年4月1日(金)から補助金交付決定までの間に、事業に着手(発注、契約等)する場合は、事前着手届の提出が必要です。(事前着手届は、補助金の採択を確約するものでありません。)

また、支払いは、平成29年2月28日(火)までに完了することが必要です。 おって、補助金交付決定以前に事業が完了している場合は、補助対象となりません。

5 補助要件

本事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき認定された自立型再 生可能エネルギー導入等計画の認定を受けていること。**
- (2)補助対象となる設備に対し、京都府からの公的補助金を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。
- (3) これまでに、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第22条に基づく事業税の減免、又は同条例第19条に基づく認定自立型再エネ計画に関する補助金の交付(間接補助金も含む。)を受けたことがないこと。
- ※ 導入する設備等の計画内容に変更がある場合には、京都府再生可能エネルギーの導入等の 促進に関する条例に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画の変更申請を行い、京都府 から当該変更計画の認定を受ける必要があります。

6 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は、次表のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

補 助 率	補助対象経費の3分の1以内
補助金額	 500万円以下 ただし、国又は地方公共団体から助成を受ける場合は、次の計算により、補助金額を算定します。 ① A≧Bの場合:Bの金額 ② A<bの場合:aの金額< li=""> A=(設備取得価額) - (国及び地方公共団体からの補助金額(間接補助金を含む)) B= 設備取得価額の3分の1(上限500万円) </bの場合:aの金額<>
その他	補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 補助対象経費

補助対象経費は、次表に掲げるとおり、<u>事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又</u> <u>は実施されたことを証明できるもの</u>に限ります。

経費の区分	内 容	
設 計 費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費	
本 工 事 費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費	
付带工事費	付 帯 工 事 費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費等)	
機械器具費	機 械 器 具 費 補助対象事業の実施に必要な機械装置の購入に要する経費	
測量・試験費	試験調整等に要する経費	

【補助対象外経費等】

中古品を導入する場合は、補助対象外となります。

また、次のような経費は、補助対象となりません。

<具体例>

- ・公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・リースや割賦販売で購入するもの
- ・既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- 通信費、水道光熱費、旅費

- ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用 など

さらに、経理処理上、次のような場合は補助金の交付対象となりません。 <具体例>

- ・平成29年2月28日(火)までに、支払いが完了していない場合
- 契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別 が難しい場合
- ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・小切手、約束手形、クレジットカード、ポイントカードによるポイント等で支払いが行われている場合 ※支払いは、現金払い(金融機関による振込)としてください。
- ・関連会社(資本関係のある会社等)との取引の場合 など

8 補助金交付申請手続き等

提出書類

<u>○印の書類を各2部(正本1部、副本1部)づつ提出</u>してください。(両面コピー及びホッチキス留めはしないでください。)

また、★印の書類については、2部のうち1部は原本(押印したもの)が必要です。 申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

【補助金交付申請提出書類一覧】

書類の内容		個人事業者
補助金交付申請・提出書類チェックシート		\circ
交付申請書(様式第1号) ★		\circ
自立型再生可能エネルギー導入等計画書(様式第2号)	\circ	\circ
事業収支予算書(様式第3号)		\circ
自立型再生可能エネルギー導入等計画認定書の写し		\circ
法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ★		開業届又は 税申告書(写)
対象設備の詳細が分かる資料(導入しようとする設備のカタログ等)		0
対象設備に関する見積書の写し (所要額の内訳が分かるもの)	\circ	\circ
事業実施場所の写真及び位置図(現況写真及び設備の設置計画図)	\circ	0
府税に滞納がないことの証明書*(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ★	\circ	

^{※「}府税に滞納がないことの証明書」は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合せください。

【補助金交付決定前に事業着手する場合の追加提出書類】

事前着手する場合は、次の書類を2部(正本1部、副本1部)提出してください。(「4 補助対象となる事業期間」を参照)

書類の内容		個人事業者
事前着手届(様式第4号) ★	0	0

【提出書類に関しての留意事項】

提出書類についてのその他の留意事項は、次のとおりです。

- (1) 補助金交付申請書等の様式は、機構のホームページからダウンロードできます。 (一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構HPアドレス http://www.kyoto-eco.jp/
- (2) 提出書類は、返却しません。

なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行(京都府への事業報告を含む)の ためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。(「個人情報保護指針」は、機構のホームペ ージで公開していますので、ご覧ください。)

補助金交付申請書の提出先、及び自立型再生可能エネルギー導入等計画に係る認定協議

補助金交付申請書は、(一社)京都産業エコ・エネルギー推進機構に提出してください。

【京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定協議】

補助金交付要件の一つである<u>「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定」については、機構への補助金交付申請書を提出する前に、京都府エネルギー政策課に申請を行い、認定を受ける必要があります</u>ので、あらかじめ京都府エネルギー政策課と協議を行ってください。

なお、エネルギー政策課との相談に必要な書類等は、次のとおりです。

- (1) 自立型再生可能エネルギー導入等計画書
- ② 定款その他の基本約款を記載した書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び事業 報告書
- ④ 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの)
- ⑥ 申請に係る再エネ設備等を設置する不動産の登記事項証明書
- ⑦ 府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は当該事務所において継続して 事業を実施していることが分かる資料
- ⑧ 申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- ⑨ その他知事が必要と認める資料 (府税に滞納がないことの証明書など)

受付期間等

補助金交付申請書の受付期間、及び京都府エネルギー政策課との認定協議期間は、次のとおりです。

事 項	補助金交付申請書の提出 (平成28年度)	自立型再生可能エネルギー導入等計画 の認定協議
提出先 または 協議先	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推 進機構	京都府エネルギー政策課
受付期間	平成28年4月20日(水) ~ 平成29年1月31日(火)必着 (受付時間) 上記期間中の平日の午前9時~正午、 午後1時~午後5時	平成27年10月1日(木) ~ 平成33年3月31日(水) (受付時間) 上記期間中の平日の午前9時~正午、 午後1時~午後5時
申請方法等	①京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第19条に基づく自立型再生可能エネルギー導入等計画について京都府エネルギー政策課の認定を受けてください。 ②①の後、受付期間内に、補助金交付申請提出書類を持参または郵送により、申請者が提出してください。 ・持参の場合は、あらかじめ担当者に必ずご連絡ください。 ・郵送の場合は、書留または簡易書留により送付してください。	①京都府再生可能エネルギーの導入 等の促進に関する条例第19条に 基づく自立型再生可能エネルギー 導入等計画について、計画概要につ いて相談ください。 ②①の後、同条例第19条に基づく自 立型再生可能エネルギー導入等計 画の申請をしてください。

^{※「}提出先または協議先」の所在地及び電話番号等は、本募集要領の1ページに掲載している 「問合せ先、補助金交付申請書の提出先」をご覧ください。

9 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、採択事業を決定(交付決定)し、各申請者あてに文書により結果を通知します。

なお、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

- ア 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額ど おりにならないことがあります。
- イ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。

[※]補助金交付申請フロー(11ページ)をご参照ください。

- ウ 交付決定額は補助金額の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。
- エ 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書 記載のものから変更することはできません。

なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、事前に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第20条に基づき、京都府に自立型再生可能エネルギー導入等計画の変更申請を行い、認定を受ける必要があります。補助金については、当該変更認定が認められた後に、機構へ変更申請を行い、機構から変更の承認を受けてください。

- オ 交付決定後、企業名、代表者・所在地の変更があった場合は、事前に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第20条に基づき、京都府に自立型再生可能エネルギー導入等計画の変更申請を行い、認定を受ける必要があります。補助金については、当該変更認定が認められた後に、速やかに機構に報告してください。
- カ 本事業により取得した設備は、善良なる管理者の注意義務を持って管理・保管しなければ なりません。また、一定の期間は、処分(売却、廃棄等)することができません。
- キ 機構は、補助金の交付決定後に、申請件数・採択件数、補助事業者名、事業概要等を、機構ホームページにおいて公表することがあります。

10 事業の完了及び補助金の支払い

実績報告書の提出

- (1) <u>事業が完了した後、7日以内に実績報告書(様式第7号)を機構に提出</u>してください。 (遅くとも平成29年3月6日(月)までに提出いただく必要があります。)
- (2) 実績報告書には、次の書類が必要です。

書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

<実績報告書の添付書類>

- ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書、請書等)の写し、
- イ 補助設備の設置完了が分かる書類(納品書、工事完了書等)の写し
- ウ 経費の支払いを確認できる書類(請求書、振込依頼書、領収書)の写し
- エ 事業の実施状況を確認できる写真
- オ その他、必要と認める資料

完了検査及び補助金の支払い

- (1) 実績報告書の提出後に、機構の職員が事業実施場所に赴き、<u>完了検査(現地検査)を実施</u>します。
- (2) 完了検査において、事業内容が交付決定通知及び交付条件(補助金交付申請時の事業計画) に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定します。(交付決定額 が減額される場合があります。)

(3)補助金は、額の確定後に、お支払いします。(精算払い)

11 その他

圧縮記帳

法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は上記規定に当てはまりません。

事前着手届

事業は、原則として補助金の交付決定を受けてから着手してください。

なお、次の各号に該当する場合で、補助金交付決定前に事業着手する必要があると認められる ときは、事前着手届(様式第4号)を提出することにより事業に着手できます。

- ①事業の性格上、実施時期に制約を受ける。
- ②事業の実施上、特に長期間を要する。
- ③早期着手により、事業費の増額の防止が予想できる。
- ④他の事業に関連し、早期着手する必要がある。

ただし、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません。

認定自立型再生可能エネルギー導入等計画に基づく再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金の交付申請フロー

